

## 議案第 8 号

### 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の 事務を補助する職員の補助執行について

知事の権限に属する事務のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する教育・保育に関する調査等、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準等及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）により改正された児童福祉法に規定する病児保育事業の届出の受理等に関する事務を、秋田県教育委員会の事務を補助する職員が補助執行することについて同意する。

平成 27 年 3 月 13 日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

#### 理 由

子ども・子育て支援新制度を施行するために制定された子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、教育・保育に関する調査、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準、病児保育事業の届出の受理等について規定されている。

上記の事業等については、既に補助執行している保育に関する事務等と一体的に取り扱う必要があることから、知事の権限に属する子ども・子育て支援新制度に係る事務を教育委員会の職員が補助執行することについて、秋田県知事から協議があったものである。

これが、この議案を提出する理由である。

子 一 1741  
平成27年3月3日

秋田県教育委員会  
委員長 北林 真知子 様

秋田県知事 佐竹 敬久



知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の  
事務を補助する職員の補助執行について（協議）

保育行政の振興については、日頃格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行については、「保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱」に基づき、事務を執行しておりますが、今般、消費税増税分等を財源とする「子ども・子育て支援新制度」の実施に向けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）（以下、整備法という。）が制定され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

については、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び整備法により改正された児童福祉法の規定に基づく事務についても、既存の事務と一体的に取り扱う必要があることから、当該事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会委員長へ協議します。

担当

健康福祉部 子育て支援課

調整・子ども育成班 元野

TEL:018-860-1341 FAX:018-860-3844

E-mail:genno@pref.akita.lg.jp

## 理由

知事の権限に属する事務のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育に関する事務及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人（保育所のみを経営するもの、保育所及び一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を経営するもの、保育所及び一時預かり事業並びに地域子育て支援拠点事業を経営するものに限る。）の指導監督に関する事務等を、「保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する要綱」に基づき、秋田県教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させているところである。

今般、消費税増税分等を財源とする「子ども・子育て支援新制度」の実施に向けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）（以下、整備法という。）が制定され、平成27年4月1日から施行されることとなった。

子ども・子育て支援法においては、市町村長は特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは事前に都道府県知事に協議することと等が義務付けられた。同法においては、保育所等に係る事項が規定されている。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律においては、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準について、都道府県の条例で定めることと等が義務付けられた。同法においては、認定こども園に係る事項が規定されている。

また、整備法による児童福祉法の改正においては、市町村に保育の提供体制の確保等が義務づけられた。同法においては、病児保育事業及び保育所の設置認可等に係る事項が規定されている。

保育所及び認定こども園に係る事務については、既に教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させているところであるが、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び整備法により改正された児童福祉法の規定に基づく事務についても、既存の事務と一体的に取り扱う必要があることから、当該事務を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることとし、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会委員長へ協議するものである。

教育委員会の事務を補助執行する職員に補助執行させたい事務の一覧

事務の種類		
根拠法令等の名称	事項名	
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	1	教育・保育に関する調査等（第15条）
	2	特定教育・保育施設の利用定員を定める場合の事前協議（第31条第3項）
	3	特定教育・保育施設の利用定員を変更する場合の事前協議（第32条第3項）
	4	特定教育・保育施設の設置者が利用定員の減少又は確認の辞退をする場合の広域調整又は援助（第37条第2項）
	5	市町村長が特定教育・保育施設に対し勧告、命令等を行った場合の通知の受理（第39条第2項）
	6	市町村長が措置命令を行った場合の通知の受理（第39条第5項）
	7	特定教育・保育施設の確認等の届出の受理（第41条）
	8	特定地域型保育事業者が利用定員の減少又は確認の辞退をする場合の広域調整又は援助（第49条第2項）
	9	特定地域型保育事業者の確認等の届出の受理（第53条）
	10	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する届出の受理（第55条第2項第3号）
	11	特定教育・保育提供者の業務管理体制の変更に関する届出の受理（第55条第3項）
	12	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備の届出区分の変更に伴う届出の受理（第55条第4項）
	13	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収（第56条第1項）
	14	特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収についての確認市町村長との連携（第56条第2項）
	15	市町村長の求めによる特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に係る報告の徴収における市町村長への結果の通知（第56条第4項）
	16	第13条第2項及び第3項の準用（第56条第5項）
	17	特定教育・保育提供者に対する勧告（第57条第1項）
	18	特定教育・保育提供者が勧告に従わない場合の公表（第57条第2項）
	19	特定教育・保育提供者に対する措置命令（第57条第3項）
	20	特定教育・保育提供者に対する措置命令の公表（第57条第4項）
	21	特定教育・保育提供者が措置命令に違反した場合の確認市町村長への通知（第57条第5項）
	22	特定教育・保育提供者の教育・保育に関する情報の報告（第58条第1項）
	23	特定教育・保育提供者の教育・保育に関する情報の報告の公表（第58条第2項）
	24	特定教育・保育提供者の教育・保育に関する情報の報告に対する調査（第58条第3項）
	25	特定教育・保育提供者の教育・保育に関する情報についての報告等の命令（第58条第4項）

事務の種類		
根拠法令等の名称	事項名	
	26	特定教育・保育提供者の教育・保育に関する情報についての報告等の命令に係る確認市町村長への通知（第58条第5項）
	27	特定教育・保育施設等の確認の取消し等に係る確認市町村長への通知（第58条第6項）
	28	特定教育・保育施設等の教育の質等の公表（第58条第7項）
	29	市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等の協議（第61条第9項）
	30	市町村子ども・子育て支援事業計画の受理（第61条第10項）
	31	県子ども・子育て支援事業支援計画の策定等（第62条）
	32	市町村子ども・子育て支援事業計画に対する助言（第63条第1項）
	33	県が設置する特定教育・保育施設に係る支弁（第66条）
	34	市町村が支弁する施設型給付費等の費用に対する負担等（第67条）
	35	県子ども・子育て支援事業支援計画に関する事務を処理するための審議会の設置等（第77条第4項）
	36	法第65条の規定により市町村が支弁する費用に対する補助（附則第9条第4項）
	37	市町村が実施する保育緊急確保事業に対する助言等（附則第10条第5項）
	子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）	1
子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第55号）	1	法第31条第3項の規定による協議（第27条）
	2	法第32条第3項の規定による協議（第29条）
	3	法第55条第2項の規定による特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備に関する届出の受理（第43条第1項）
	4	法第55条第3項の規定による特定教育・保育提供者の業務管理体制の変更に関する届出の受理（第43条第2項）
	5	法第55条第4項の規定による特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備の届出区分の変更に伴う届出の受理（第43条第3項）
	6	市町村の求めに応じて法第56条第1項の権限を行った場合の市町村への通知（第44条）
	7	法第57条第3項の規定に違反した場合における市町村長への通知（第45条）
	8	法第58条第1項の内閣府令で定めるとき（第46条）
	9	法第58条第2項の規定による教育・保育に関する情報の公表（第48条）
	10	法第58条第7項の内閣府令で定める情報（第50条）
	11	法第15条第3項において準用する法第13条第2項の規定による当該職員が携帯すべき証明書（第53条第2項）
	12	法第56条第5項において準用する法第13条第2項の規定による当該職員が携帯すべき証明書（第53条第3項）

事務の種類		
根拠法令等の名称	事項名	
	13	みなし認定子ども園等の利用定員を定める場合の協議（附則第5条第2項・第3項）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号で改正後の法律）	1	幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等（第3条）
	2	保育所型認定子ども園の認定の有効期間の設定（第5条第1項）
	3	保育所型認定子ども園の認定の有効期間の更新に係る申請書の受理（第5条第2項）
	4	保育所型認定子ども園の認定の有効期間の更新（第5条第3項）
	5	認定子ども園の認定の取消し（第7条）
	6	認定子ども園の認定等に係る関係機関との協議（第8条）
	7	幼保連携型認定子ども園の設備及び運営の基準（第13条）
	8	公立幼保連携型認定子ども園の設置の届出の受理（第16条）
	9	私立幼保連携型認定子ども園の認可（第17条）
	10	幼保連携型認定子ども園に係る情報の提供の受理（第18条）
	11	幼保連携型認定子ども園に係る報告の徴収（第19条）
	12	幼保連携型認定子ども園に対する改善勧告及び改善命令（第20条）
	13	幼保連携型認定子ども園に対する事業停止命令（第21条）
	14	幼保連携型認定子ども園の認可の取消し（第22条）
	15	幼保連携型認定子ども園に関する審議会等の設置（第25条）
	16	幼保連携型認定子ども園の教育・保育等に関する情報の提供（第28条）
	17	幼保連携型認定子ども園に関する変更の届出の受理（第29条）
	18	幼保連携型認定子ども園の運営状況報告の受理（第30条）
	19	公私連携幼保連携型認定子ども園の設置の届出の受理（第34条第3項）
	20	公私連携幼保連携型認定子ども園に係る処分の通知の受理（第34条第9項）
	21	公私連携法人の指定の取消しに伴う公私連携幼保連携型認定子ども園の廃止の認可（第34条第12項）
	22	緊急時における事務執行（第35条）
	23	みなし幼保連携型認定子ども園の届出の受理（附則第3条第2項）
	24	みなし幼保連携型認定子ども園の教育・保育等に関する情報の提供（附則第3条第4項）

事務の種類		
根拠法令等の名称	事項名	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）	1	幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存（第8条）
	1	法第3条第1項の主務省令で定める場合（第3条）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）	2	法第3条第5項第4号二ただし書の主務省令で定める本文二に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの（第4条）
	3	法第3条第6項の規定による市町村長との協議（第6条）
	4	法第3条第7項ただし書きの規定による需給調整（第7条第1項）
	5	法第5条第2項の規定による有効期間の更新の申請の受理（第9条）
	6	幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等の受理（第15条）
	7	幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出の受理（第17条）
	8	幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出の受理（第18条）
	9	法第17条第2項第3号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの（第19条）
	10	法第17条第2項第5号の規定による聴聞決定予定日の通知（第20条）
	11	法第17条第5項の規定による市町村長との協議（第21条）
	12	法第17条第6項ただし書の規定による需給調整（第22条第1項）
	13	学校教育法施行規則の準用における私立園長の届出の受理（第26条：学校教育法施行規則第25条関係）
	14	法第29条第1項の主務省令で定める軽微な変更（第28条）
	15	法第30条第1項の規定による報告の方法等（第29条）
	16	幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則（第31条）
	17	一部改正法附則第3条第1項ただし書きの規定による申出の受理（附則第2条）
	児童福祉法（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）で改正後の法律）	1
2		病児保育事業の変更の届出の受理（第34条の18第2項）
3		病児保育事業の廃止又は休止の届出の受理（第34条の18第3項）
4		病児保育事業に係る報告の徴収等（第34条の18の2第1項）
5		病児保育事業に係る事業制限命令又は事業停止命令（第34条の18の2第3項）

事務の種類	
根拠法令等の名称	事項名
	6 保育所の設置認可申請に係る審査（第35条第5項）
	7 保育所の設置認可に係る合議制の機関からの意見聴取（第35条第6項）
	8 保育所の設置認可に係る所在市町村長との事前協議（第35条第7項）
	9 保育所の設置認可又は需給調整（第35条第8項）
	10 保育所の設置を認可しない場合の通知（第35条第9項）
	11 公立保育所に係る廃止又は休止の届出の受理（第35条第11項）
	12 私立保育所に係る廃止又は休止の承認（第35条第12項）
	13 市町村整備計画の写しの受理（第56条の4の2第4項）
	14 交付金事業等に係る市町村整備計画の提出（第56条の4の3第1項）
	15 公私連携保育所の設置の届出の受理（第56条の8第3項）
	16 公私連携保育所の処分を行うべき旨の通知の受理（第56条の8第9項）
	17 公私連携保育法人の指定の取り消しに伴う公私連携保育所の廃止の承認（第56条の8第12項）
	18 旧児童福祉法に基づき行われた保育の費用にかかる県の負担（附則（児童福祉法の改正に伴う経過措置）第9条）